

平成18年1月31日（火）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案一括上程
町長提案 議案第1号～議案第22号
町長の提案理由の説明
- 日程第4 議案第1号 太良町議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 町長、助役及び収入役の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第5号 太良町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第6号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 太良町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第8号 太良町立公民館使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 太良町陶芸用電気炉使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 太良町野外音楽堂の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 太良町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 太良町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 太良町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 太良町重度心身障害者年金給付条例を廃止する条例の制定について

- 日程第18 議案第15号 太良町総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 太良町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第17号 太良町営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第18号 太良町自然休養村管理センター使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 太良町林業総合センター使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 太良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第21号 太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第22号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

午前 9 時36分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。平成18年1月臨時議会の招集告示に基づき、平成18年第1回太良町議会（臨時議会第1回）を開会いたします。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議規則第114条の規定により、本会期の署名議員として1番見陣君、2番坂口祐樹君、3番浜崎君、以上3君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期につきましては、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案の上程。

町長提案の議案第1号から議案第22号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（百武 豊君）

皆さんおはようございます。本日は、臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多用の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

これまで太良町は、他の市町村と比較して低負担、高サービスといった住民サービスの提供に心がけてまいりましたが、最近の行財政を取り巻く環境はかなり厳しいものがございます。

国が進める三位一体の改革は、国と地方の税財源のあり方と、これに伴う国庫補助負担金、地方交付税のあり方の見直しを一体的に行おうとするものであります。これにより、財政構造の改革、地方分権型社会の実現に向けた取り組みが行われていることは既に周知のとおりでございます。

このような状況の中、昨年、行財政改革プランを策定し、この中で今後の行財政運営を考慮した場合、事務事業の見直しを初めとし、人件費の削減、行政経費の見直し等、歳入歳出の総合的な見直しが急務と考えております。将来にわたって自立した町づくりを進めていくために、この行財政改革プランにより着実に実行していきたいと考えております。

行財政改革プランでは、多少の住民負担と行政サービスの低下を招き、住民の皆様にとって何らかの痛みを伴ったプランと相なっておりますので、住民の皆様の御理解を得るために住民説明会を開催し、この模様をケーブルテレビで放映いたしております。また、プランのダイジェスト版としてはチラシを作成し、各世帯へ配布を行うなど周知を図ってきたところであります。

今回の臨時議会では、人件費の削減を初めとし、税条例の改正案や施設等の使用料の見直し案と水道料金等の改正案を提案いたし、本年4月1日より施行をお願いすることといたしております。今議会で議決をいただき、速やかに町民の皆様へ周知を図る必要があると考え、臨時議会の開催をお願いしたところであります。

それでは、議案第1号から提案理由を申し上げます。

まず、議案第1号の太良町議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。それから、議案第3号 町長、助役及び収入役の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、さらに、議案第4号では教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これらは関連する議案でありますので、一括して

提案をさせていただきます。

議員の報酬及び町三役の給料につきましては、去る1月16日、行財政改革プランに示されました率について特別職報酬等審議会に諮問をいたし、同日、慎重審議の上、減額改定することが適当であると答申をいただいたところであります。

答申の内容といたしましては、議長が現行318千円を311千円に、副議長は264千円を258千円に、常任委員長及び議会運営委員長は256千円を250千円に、議員は248千円を243千円に、町長は714千円を643千円に、助役は596千円を537千円に、収入役は556千円を501千円ということであります。この答申に基づき条例改正の提案をいたした次第でございます。また、教育長の給与につきましても、町三役の給与改定に準じて改定するもので、現行537千円を484千円に改定する条例案を提案いたしております。実施時期につきましては、審議会の答申どおり、3案とも平成18年4月1日施行ということにしております。

次に、議案第2号は太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案の報酬の見直しは、年額、月額報酬について、21年度まで毎年2.5%減額をいたし、日額についても現行5,500円を4千円に減額するものであります。実施時期につきましては、平成18年4月1日にいたしております。

次に、議案第5号は太良町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回、職員に支給していた各種特殊勤務手当についても、行財政改革の一環として見直しを行い、特殊勤務手当の支給を廃止するものであります。なお、病院関係につきましては、今後検討を重ねていくということで、今回は現行どおりといたしております。

次に、議案第6号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

太良町の財政状況が厳しさを増す中、安定的な行財政の運営を行うためには、歳入歳出の総合的な見直しを図る必要があるとした行財政改革プランにおいて、より多くの自主財源の確保が求められることに伴って、その行財政改革プランを実行に移すために税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、まず第1点目が、法人町民税の税割の税率12.3%を14.7%に改正するものであります。2点目は、入湯税の税率100円を150円に改正。3点目は、個人の町民税及び固定資産税の納期前納付に対する前納報奨金を廃止するものであります。

次に、議案第7号は太良町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、議案第6号 太良町税条例の一部改正に伴って税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正するもので、改正の内容は、報奨金の率を規定した条項を削除するものであります。

次に、議案第8号から順次提案しています使用料等の見直し案についてであります。

さまざまな行政サービスのうち、使用料、手数料として利用者から徴収するものは、そのサービスを利用する特定の方が利益を受けるものであるという前提から、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収しているものであります。したがって、使用料等の設定については、利用者と利用しない方の均衡を考慮し、行政としての関与の必要性を明確化し、負担の公平性を確保しなければなりません。

一方、行政においても効率的な施設の運営並びに事務の推進による利用者負担の軽減を図る必要もあります。このことから、使用料等については受益と負担の公平性を確保するという観点に立ち、継続的な運営改善と適正な受益者負担の原則にのっとり料金設定と、定期的な見直しを図るために行財政改革プランでは、受益者負担の適正化と厳しい財政状況のもと、自主財源の確保という側面も含めて使用料等の見直しを提案いたしております。

まず、議案第8号 太良町立公民館使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 太良町陶芸用電気炉使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 太良町野外音楽堂の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 太良町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第13号 太良町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての5議案につきましては、今回策定いたしました行財政改革プランの使用料、手数料の適正化の中に示しています各体育施設等使用料の見直しを図るものであります。プランの中で、2割から5割増の範囲の中での料金の見直しとなっておりましたが、今回は各施設とも3割増の料金改定をお願いしております。

次に、議案第11号は太良町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

町営キャンプ場の使用料金を1人当たりの単価で積算することにより料金体系を見直し、使用料の適正化を図るものであります。

次に、議案第14号は太良町重度心身障害者年金給付条例を廃止する条例の制定についてであります。

重度の心身障害者に町の単独助成で交付していましたが給付金、年額10千円を廃止するものであります。

次に、議案第15号は太良町総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

太良町総合福祉保健センターの使用料のうち、保養を目的とする場合の施設使用料とトレーニング機器使用料につきまして、町内、町外それぞれ100円を200円に、200円を300円に見直すものであります。

次に、議案第16号は太良町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてであります。

ごみ、粗大ごみ及び不燃物等の手数料の見直しを行うもので、受益者負担の原則に従って、ごみ袋の購入単価を見直すものであります。

次に、議案第17号は太良町営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

火葬場の使用料についても受益者負担の原則により、杵藤広域圏組合の葬祭場と同額の料金をお願いするものであります。

次に、議案第18号は太良町自然休養村管理センター使用料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行革プランで示した受益者負担の原則により、公民館施設と同様、3割増の見直しを行うものであります。

次に、議案第19号は太良町林業総合センター使用料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行革プランで示した受益者負担の原則により、公民館施設と同様、3割増の見直しを行うものであります。

次に、議案第20号は太良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の水道料金の改定は、消費税の改定を除くと昭和55年以来、27年ぶりの料金改定と相なります。

ところで、水道事業は、最近の給水人口の減に伴う営業収益の減少、さらに水道法の改正による水質検査の実施回数の増、水質検査手数料の急騰等で収支のバランスが失われつつあり、事業経営が大変厳しい状況になっております。健全なる公営企業の運営と安定を図るため、今回給水料金の改定を行うものであります。

なお、議案第21号の太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についても同様の料金改定を行うものであります。

最後に、議案第22号は太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、消防団員の報酬の見直しであります。非常勤の特別職の報酬と同様、年2.5%を減額することを提案しております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願いをいたしますけれども、この間の全員協議会で指摘をされた分について、いささか報告をしておきたいと思っております。

去る11月21日の行財政改革に関する答申を重く受けとめ、そして、変更すべき内容について以下の5項目について変更することにいたしました。

一つ目は、固定資産税について、答申では1.5%に見直すことになっていたが、町内の経済情勢等、あるいはミカンの不作、価格低迷等を考慮して、18年度は従来どおり1.4%に

据え置くことにいたしましたところであります。

2番目には、水道料の基本料金について、答申では20%アップに見直すことになっておりましたが、これも町内経済情勢等々を考慮し、18年度は10%上げることにいたしました。20%を10%にすることにしました。

3番目、漁業集落排水事業の使用料につきましては、これもまだ加入者が少なく、なかなか経営的には問題があって値上げもと思いましたが、前年どおり、ことしは据え置くことといたしております。1世帯あたりは1,500円、世帯員1人については500円と従来どおりであります。

4番目には、保育料について、これも値上げすることにしておりましたが、これも少子化との兼ね合いから従来どおり据え置くことにいたしております。

5番目に、老人保健事業の各種検診料については、答申では無料であったものを20%に見直すことになっていましたが、これも皆様方の意見を集約いたしまして、重要施策でございますので、10%アップにとどめることにいたしました次第でございます。これについて財源不足が出てまいりますけど、これはもう厳しい財源の折、いたし方ございませんが、基金の取り崩ししかないと思っておりますので、その辺はよく議員さん方には御理解をいただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案第1号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第1号 太良町議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（浜崎敏彦君）

この間の全協の折にも説明はいただいたんですが、この行財政改革に関する答申書の中に、16年度4月より2.4%カットして、16年度の決算額では報酬並びに共済まで含んだ金額が4,800千円の削減と。それでまた、21年度まではさらに収入減が予測されるために、見直し案として今回2.4%のカットをしていきますということで、総額5,360千円の効果額を上げてあります。それを見て、今回町長及び特別職の削減率と比較した場合に、議員の削減幅が少ないんじゃないかと。私個人的な考えとしては、2.4%という削減よりもその倍、5%ぐらいの削減は必要じゃなかったのかなと思うわけですよ。それで、この行財政改革委員会において委員さん方からどのような話が出たのか、そういう話は全く出ていないのか、出ておればどういう内容だったのか、説明をお願いいたします。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

行財政調査委員会の会議録は既に公表をしております。その中で御指摘のとおり、民間の委員さん方からについては、その引き下げ率についてはそういうふうな御指摘がっております。ただ今回、執行部として行革の中で提案した中では、県下の——参考になるかどうかわかりませんが、この 2.4%という数字を算出したのは、ある意味県下の平均をとった額ということで、それと今回、議員定数の削減についても議員みずから努力をされていると、こういうふうな諸事情を含めまして、一応 2.5%を提案しているということで説明はしておりますけれども、議員御指摘のとおり民間委員さんからの指摘はっております。

○3番（浜崎敏彦君）

その指摘というのは、具体的にどのような指摘なんですかね。その数字的な問題は出ていないということなんでしょう。

○総務課長（佐藤慎一君）

先ほども申し上げたとおり、率について言われたとおり、町三役の引き下げ率が10%ということで提案しております関係で、その率について言われております。

○3番（浜崎敏彦君）

率といったら10%ということですか。 2.4ということですか。——はい。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○7番（恵崎良司君）

行革の問題ですので、私は総論的な立場でちょっと質問をいたしますけれども、数字的なところは、私はこれで結構だと思っておりますけれども、今度の行革が出たことについて、町民の中にはまだ幾らか、合併せんやったからこういうことをせんばいかんようになったとやろうという声もかなりまだあります。それで、これは町長の今からのメッセージとして、この行革問題は合併しようとしまいと、どの自治体も、ほとんどの自治体が国の指示のもとにやっているわけです。

その一つ、象徴的なことが、私新聞を気をつけて見とったら、12月2日の佐賀新聞ですけども、佐賀市が今度合併されましたね。その中で秀島市長のコメントというか、インタビュー記事が載ったんですけども、10年間で 563億円の財源不足が見込まれると。だから、行財政改革は喫緊の課題だということが佐賀新聞に載っております。だから、これは合併しようとしまいと関係ないというか、どこでもやらにゃいかんことですよ。だから、その辺のことは、町民の不安を打ち消すためには、何かの機会のあるときには強くコメントをですね、これは町長の立場として、やっぱり暗いことばかり言いよったら、10年後がこのシミュレーションどおりだったら、10年後はもう施策可能経費はないと。あくまでもこれは

シミュレーションなんです。そのときそのときの状況が、国の方針なんかが少しずつ変わったら当然、微調整、軌道修正というのをせにゃいかんし、そして、痛みもできるだけ少ないようにするのが行政と私は思うんですよ。これを何か既成の決まったごとくとってしまったら、10年後は太良町はつぶれるじゃないかと、そういう不安を煽るわけですね。

佐賀新聞に年末やったですか、県の総括ということでずうっと市町村ごとに取り上げている記事があったんですけども、ここは佐賀新聞の宮崎記者が書いていたんですけども、私、第一番目にそれを見て、実はちょっと苦情というか、不満があるということでしたよ。どういうことかという、「財政的な将来不安は消えない」という文言が太良町には載っていたもんですから、「何かてこりゃ。財政上の不安のなかところのどこじゃいあつか」と私はもう食ってかかったとですよ。書いたことやっけん、それは取り消しはされんだらうけれども、そういうことを私は宮崎記者に言うたとですよ。そいけん、そういうことを載せるなら全自治体書けと、何で太良だけ財政上の不安は消えないというようなことを書くかと、私は個人的にも文句を言うたとですけども。

そういうことで、これは厳しいことは私も十分認識しております。今度、矢祭町とか埴町なんか行ってですね、そういうことを——しかし、私は、財政というのは確かに大事ですけども、矢祭町の根本町長が言われたので一番印象に残っているのが、合併問題は、自分のところは根本的に財政は厳しいけれども、財政問題が原因じゃないと、財政問題を観点に合併するとかしないとか考えたんじゃないということをはっきりと言われました。その辺を報告はしときますけれども……

○議長（坂口久信君）

恵崎議員、結論を先に……

○7番（恵崎良司君）続

いや、それでですね、総括的にそういうことで、厳しいからこういうことはしていかんやいかんです。しかし、そういうコメントもやっぱり町長としては、ぜひ今からは軌道修正ができるんだと、いろんな環境の状況によってですね。マイナスの方にばかり信じ込ませたらいかんということ、町長ぜひその辺をお願いしておきます。

○町長（百武 豊君）

第1番の浜崎議員の提案といいますか、質問といいますか、これは議員の姿勢としてはすばらしい考え方だと思います。中にはもっと議員を減らせと言うた人もおったそうでありますけれども、やっぱり町民の代表としては、これから先の姿勢としてはそういうものが問われてくるであろうと思うから、これは前向きな姿勢だと評価しておきたいと思います。

ただ、既に議員の人数を減した時点で、先ほど佐藤君が答弁しましたけれども、住民からはあったけれども、具体的に事厳しくということはなかったということは、ある程度理解はしていただいているものだと考えております。

それから、今の恵崎議員の発言ですけれども、これは合併したからしないからと。冒頭から言っておりますように、合併するのも地獄の気持ちでやらにゃいかんよと、合併しなくても地獄の気持ちでやっていかないと、これからの時代の趨勢としてやっていけないのは事実だということを申し上げたとおりでありますからね。

それから、何かコメントをしてPRをとということでもありますけど、そういうことがあるからこそ、まず、みずからが襟を正して、住民の方にサービスの低下がある、負担金の増があるということは、まず町三役、教育長を初め職員等に至るまで、自分たちの襟を正すことが住民に説明する第1段階だと。「隗より始めよ」という言葉はこのとおり生かしていかなければならないと。だから、16年度にすべて皆さん10%下げて、また18年度からは10%下げるというとは当然のことだと思っておりますから、事を挙げて恩着せるといっているのではないけど、そうでないと住民の皆さん方に説明、お願いはできないという観点に立って、実績を見てもらいたいと。

それから、合併したからしないからということ、その点は時代が進んでくるにしたがって、よかったのか悪かったのかははっきり見えてくるんじゃないかなろうかという思いもしておりますが、後悔のないように、太良町の発展のために執行部、あるいは議会、住民を巻き込んで、太良町がこれでよかったんだという、これを樹立していくことが答えになると思いますから、そのようにやっていくように、執行部も議会も住民の方々に網羅して、ひとつやる気を起こさせるような町をこれから進めていくのが我々の務めであると、このように思っております。

○7番（恵崎良司君）

もう最後ですけれども、今度、新幹線問題でこのように離脱をしたわけですが、これはまだ結果がどうなるかわかりませんが、あくまでも私、これは主張しよったですけど、合併しなかったからこそ、こういう振興策の可能性が出てきとるわけです。そこを町民の方にもしっかりとですね。だから、後悔しないような方針を、協議を進めてやっていけるようにぜひお願いいたします。

○15番（田崎 誓君）

私は、きょうは全協を約半日かけてやとるわけですから、質問はなるだけ避けようと、こういうふうを考えていたわけですが、今さっき浜崎議員の言った議員の報酬については、これは私も行革委員の一人でございますので、これについては慎重審議を重ねてやってきたわけです。なぜかという、一番最初、先陣を切ってやって——議員の報酬を区長からずつと言われたので、先陣をやってきたのは議会だと。それはどういうことかという、今16名おるのは来年の7月の選挙、8月10日までです。だから、その先陣を切って12名になしたと、そのために12名になしたんだということをずうっと審議してきたわけなんです。そいけん、その辺を議員の皆さんも御理解をいただきたいと、私はこういうふうを考えます。

それで、きょうは私は発言はなるだけよして、そして、全協を半日かけてやっとなるわけですから、だから私はきょうは言うまいと思ったけれども、そういう発言があって、私も行革委員の一人でございますので、議会ですから私ははっきりしたいと、かように考えております。

○町長（百武 豊君）

恵崎議員の再質問の中でありましたけれども、やっぱりこのことについては、合併はできなかったけれども、合併よりももっと利益が多い振興策を議会と執行部も含めて県と渡り合っていくことが、すばらしい答えを出すことに、住民に報いる手だてだと思いますから、しなかったからがっかりするんじゃない、さらに大きな振興策を得ることによって、町民に安心・安全を与えることが最大の務めだと思っております。それが太良町の発展につながる政策であろうと、このように思っております。

○議長（坂口久信君）

議員の皆さんにお願いします。

議題に沿っての質問をしていただきたいと思います。次になったときはとめますので、よろしく。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第1号 太良町議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第2号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第2号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（浜崎敏彦君）

この別表に日額で報酬額が書いてありますが、この金額は委員会とか会議が催されるときの費用だと思うんですが、会議の内容によっては1日かからない、例えば時間短縮で終わるという場合があると思うんですが、そういう場合も1日の日額の金額を支払われるということですかね。今までは多分そういうふうな状況だったと思うんですが、今回も同じような支払い方になるのでしょうか。

○総務課長（佐藤慎一君）

日額については日額ということで、1日出ようが半日出ようが従来 5,500円を報酬としてお支払いをしていたと。それについては委員としての対価ということで、今回条例にのせておりましたのを行革プランの一環として、行財政改革の一環として 5,500円については4千円ということで、いろいろ先進事例等を調査しまして、今開かれている委員会の現状を見ますと、午前中からの会議で昼までとか、あるいは午後からの会議で終わっているとか、そういうふうな現状を踏まえて今回御提案している次第でございます。

○3番（浜崎敏彦君）

場合によっては、多分スケジュールの関係で、1日に2委員会とか3委員会される場合があると思うんですよ、今までですね。例えば、午前中何とかの委員会、午後何とかの委員会と。そういう場合に、両方委員として出られる方が多分今までもあったと思うわけですね。そういう場合の対処の仕方というのは、今回は検討されておられないわけですかね。なしかと言うたら、両方の委員会に出て、両方とも1日の日額が例えば5千円と定められとって、三つ行かれた場合は3委員会になるわけですね。そこまでシビアな話し合い、検討というのはされておられないんですかね。なぜこういうことを言うかといったら、後でも問題が出てきますが、町民への負担、使用料関係がかなり上がっているわけなんですよ、町長の説明に先ほどありましたが。やはりそういう点をもっとシビアに、例えば半日で終わるんだったら、内容によっては今回の金額4千円の半額を支払うというような形のことはされておられないかということです。

○総務課長（佐藤慎一君）

基本的な考え方としては、1回開催につき幾らという報酬額でございますので、先ほど議員が言われるような積算基礎でははじいておりません。ただ、委員会等のダブル開催ですか、そういうものは基本的には会議室の関係上もございまして、ある意味、横の連絡を取り合ってダブらないような開催ということで今はしていると思っておりますけれども。

○3番（浜崎敏彦君）

1回当たりのあれだったら、ここのところを1回に変えたらいいんじゃないですか、日額じゃなくて。日額だったら、私以外でも、例えば1時間ぐらいの委員会に出てですね、それは言われることはわかるんですよ。1日出るのも、委員の人にとっては1日費やさにゃいかん場合がありますからね。それはわかるわけです。誤解を招かないためにも、日額じゃなく

て1回当たり開催のあれを、例えば4千円なら4千円、そういうふうな定め方というのはいかなもんかと思って、ちょっとお尋ねしよっとですよ。

○総務課長（佐藤慎一君）

一応できるかどうかは提案として受けとめさせていただいて、今後研究したいと思えますけれども、報酬の意味からすれば、やっぱり日額が一番適当ではないかなと今の時点では考えております。

○12番（山口光章君）

その今の件ですけれども、実際私も質問しようと思った次第ですけれども、この日額の4千円ですね。極端な話、もっと下げていいんじゃないかと私は思っておりました。しかし、一般の、民間からの委員さんが来ておられますから、やっぱりそこら辺は配慮せにゃいかんと思えますけれども、実際、委員会に私もいろいろ行ってみた経験上、一言もしゃべらんで、質問もせんわ、意見もせんわ、ただ日額もろうて帰るような人もおるわけですよ。そういうことを考えたら、これは何かもったいないと思うような気もいたしますので、その辺の配慮もやっぱり考えるべきじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○9番（竹下武幸君）

この提案では、大体もう行革の中で減額になっているわけですけど、ただ、選挙関係が現状維持というようなことで、特別何かその基本となる考え方を教えてください。

○総務課長（佐藤慎一君）

選挙管理委員の選挙事務に従事される分の手当については、実質、朝7時から夜の8時まで従事していただくわけですよ。これについては、選挙については国、県等の交付金が来るといってございませう。唯一単費で支払う分が町議選挙、あるいは町長選挙になろうかと思っております。その点については、今後ほかの面で経費を削減するような形で考えておまして、これについては選挙に従事されている民間の方たちに、実質13時間以上の業務をお願いするわけですので、一応これについてはそのまま据え置いたということ御理解をお願いしたいと思います。

○14番（木下繁義君）

私もこの報酬の問題ですけど、今まで議員の方が各委員会に充て職みたいにして出ていらっしゃると思いますが、一般の方の役員の報酬を余り減額すると出席が鈍ると思います。しかし、議員は大体1日に報酬をもらっていると思いますので、月にして7千円か8千円ぐらいの日額になると思いますので、私は、議員は委員会の報酬はもうすべてカットして町民の方にゆとりを回した方が適切ではなからうかと、このように思うわけでございませう。これに

ついて、総務課長でんよか、助役でんよか、何かあったら。

○助役（木下慶猛君）

そういう意見はたびたび私たちも聞くわけです。例えば、私たちも給料をもらっとるわけですよね。ですから、常勤ですから、例えば私も社協の理事をやっとるわけですけども、もらいません。

そういうことで、ちまたでは今言うごと、議員さんも月給じゃなかかという、区長さんあたりからも話はあっております。ですから、これは今後の検討課題と思いますけれども、今の段階ではそういう手続をやっておりませんもんですから、議員さんたちは常勤じゃないからということ言いましてですけどもね。私たち常勤の方は全然もらっていないもんですから、今後はそういうことも検討すべき時期に来ているんじゃないかと考えております。

○16番（中溝忠喜君）

ただいま選挙関係の委員さん、これだけが聖域扱いにされていると。ほとんど費用弁償、それに諸手当を全部減額していこうではないかという方向にあるわけですよ。ところが、それについてはこういうような状況になっているというのが、やっぱり国の交付税の対象にもなるとするというようなことなんです。しかも、大体1日に13時間というような、そういう労働時間も強要しなくちゃいけないと。そういうことがあればこそ、10千円以上、8千円以上のそういうような基準になっていると思うんですよ。それで、内容はわかるけれども、審議する議会として、その辺が交付税の対象としてどのくらいのあれになされているのか。それから、ほかのですね、この辺の最寄りの市町村でもいいし、あるいは県下の情勢がどうなっているのか、その辺について御説明願いたいと思います。

○総務課長（佐藤慎一君）

この選挙に係る事務については、国、県の国政選挙のレベルではすべて交付金として全額交付されます。（「それはわかっとる。そいけん、その辺がね、県下の情勢かれこれ全部一律なんですか」と呼ぶ者あり）一律でございます。

○7番（恵崎良司君）

12ページの外国語指導助手、月額300千円ですか。これは今もう始まってから10年ぐらいなるとですかね。ずっと一律と私思っておりますけれども、これはどういうことなのか、お尋ねいたします。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

平成元年からこの事業を始めております。これにつきましては総務省、外務省、文科省の方で連携されまして、外国の方に募集をかけられますので、その際、雇用条件といたしまして月額300千円というようなことで募集されております。この金額以下でありますと募集

要綱に違反しますので、300千円で設定させてもらっております。

○7番（恵崎良司君）

わかりました。それで、ただ、あくまでも払うとは国というか、これは町が払いよるわけでしょう、この分は。（「はい」と呼ぶ者あり）そいぎ、やっぱり日本国自体が財政の厳しかとですよね。その辺で、あなたたちが直接は言われんかわからんばってんが、その辺の何か、国でも議論があった経緯はあるとですか。幾らか下げるとか、こういうことやっけんが、もうこれでは絶対募集がでけんとか、その辺がわかっとったら参考までに教えてください。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

この300千円につきましては、国の方から交付税の対象となることをございまして、それなりの——全額ぐらいと思いますけど、交付税の対象でありますというふうなことで県の方からお聞きしております。

○9番（竹下武幸君）

11ページと12ページですけど、情報公開審査会の委員と個人情報保護審査会の委員の中に弁護士を新しく設けてあると思っておりますけど、今のいろいろの情勢の中で、やはり専門家がおったがいいというふうなことでこういうことになっているのかどうか。

○総務課長（佐藤慎一君）

この弁護士については、委員として条例規則等で定めておりまして、それぞれ情報公開条例、あるいは個人情報保護審査会条例、条例規則等で委員として弁護士ということであっております。

○9番（竹下武幸君）

そしたら、もう今弁護士のだれかがおられるということですか。

○総務課長（佐藤慎一君）

実際、佐賀市に在住の池田弁護士に委員として委嘱しております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第2号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第3号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第3号 町長、助役及び収入役の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第3号 町長、助役及び収入役の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第4号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第4号 教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第4号 教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第5号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第5号 太良町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○16番（中溝忠喜君）

これは、条例の2条、特殊勤務手当の区分としてあるわけですが、この中に町税事務従事職員、それに伝染病防疫作業従事職員、医療技術従事職員、野犬狩り、薬殺従事職員というふうに四つの段階になっているわけです。ただ、医療関係の職員だけ限定するというのとはどのような考え方からなっているのか。私、これには一つの法的根拠があるんじゃないかなろうかというような考えもあるもんですから、その辺の内容はどうなっているのか。

○総務課長（佐藤慎一君）

今回条例でうたっております、大まかに言って4項目について、そのうち三つ、一般行政職に関する部分の税務事務従事者、あるいは伝染病に従事する職員、あるいは野犬薬殺、これについては一応手当として条例で定めれば支給していいというふうな法的な根拠はいずれもございます。病院についても同様でございます。

今回、行革の一環として職員で手当でもらっている分も、人件費の削減という大命題のもとに、手当についてもいろいろ、税務についてはそれぞれ異動等について全職員が従事する可能性もあると。薬殺、あるいは野犬等々についても、一応時間外については勤務手当も支給しておりますので、そういうことで今回は行革の一環として、手当の削減ということで、今回みずから職員がもらう分の手当については廃止をうたってあるという事情がございます。

病院については事務長から説明をさせます。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

この病院関係の手当につきましては、今回の町の職員の手当のカットということで、同時並行で本来は進めんといかんやったわけですが、もう少し時間をいただいて、総合的に病院の職員の手当関係を見直す時間が要りましたので、今回は見直し案を出しておりません。それで、3月までのうちぐらいに県下の公立病院の情勢等を調べて改めて提案をしてみたいというふうに思います。改正する余地があればの話ですが、そのように考えております。

○16番（中溝忠喜君）

いや、この条例の地方公務員法24条に「職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければならない。」というような強い根拠があるわけですよ。それで、この法的根拠がなかとすれば、私は全部廃止すべきじゃないかと。医療関係だけが聖域扱いになる必要はないじゃな

いかと。ただし、この中で、やっぱり看護師の夜勤勤務ということがあるわけですが、これは当然、太良町職員の勤務時間、休暇等の条例、そしてまた職員の給与に関する条例という根幹があるわけですから、これによって、この点はどうしても太良病院の規則で決められるわけですよ。それで、これはやっぱり、私は全部廃止の検討にのるべきじゃなからうかというふうに思うんですわ。ただこれだけ聖域扱いにするというのは、いかがなものかというふうに思うわけです。その辺どうでしょうかね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

議員がおっしゃるとおり、全体的な考え方としてはそうだと考えております。とにかく先ほど申しましたように、3月までの間に他団体と比較をいたしまして、廃止すべきは廃止しますし、残すべきは残したいというふうに考えております。

○16番（中溝忠喜君）

それからもう1点は、これは職員の給与に関する条例の114条なんですけど、これには夜間の勤務手当として、午後10時から翌朝の午前5時までの勤務には、夜間勤務手当1時間当たり給与額の100分の25を支給することになっておるわけなんです。その関係で今回の条例の8条、1回につき6,800円の範囲内において規則で定めるということになっているんじゃないかというふうに思うわけですが、病院の条例規則ではこれが5,300円とはっきり書いてあるものですから、それを3,800円というふうに定められている金額の根拠は何なのか。そして現在、現行どおり当然3,800円払っておられるんじゃないかというふうに思うわけですが、その辺の金額の法的積算の内容はどうなっているのか。3,800円にされていることです。こういうふうに条例の中では記しながら、実際現行の支給の状況はそうじゃないというふうになっとるものから。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

ただいまの質問の件につきましては、ちょっと詳細を私が把握しておりませんので、後ほど調査いたしまして御報告をしたいと思います。

○12番（山口光章君）

特殊勤務手当の中で、看護師さんと准看護師に危険手当の3,800円というのがついているわけですね。どういうふうな根拠の危険手当なのかですね。今、伝染病とか野犬狩りとかの毒殺については危険手当は十分あり得るんじゃないかと思いますが、看護師と准看護師の危険手当というのはどういったあれですか。月額3,800円です。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

病院において患者様を看護するに当たって、どうしても薬剤等を使用することが必ずござ

いますので、その薬剤等とか、それからその他もろもろの医療に従事する間の危険手当という意味で支給をしております。

○12番（山口光章君）

危険がなかったときも払いよるわけですよ。相手は、看護師さんとか准看護師さんはプロなんですから、それも把握した上で、薬の投与をしてみたり扱ってみたりするわけですから。何となくこう、納得というか、いかないような気もしますけど。どうしてそんな危険手当が必要なのかなというふうに思うわけですけど、その辺はどういうあれですかね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

危険じゃないか危険であるかというのは、薬品という、ある意味では毒ですね、そういうことを扱うという観点から、そういう手当が出ているものと推察しております。

○11番（岩島 好君）

今の問題は、危険なものを扱おうが扱まいが、看護師さんたちにそれだけ支給しよるということでしょう。その辺はやっぱり少し検討してもらわんといかんとやないかと思うんですよ。

それで、あなたの答弁を聞きよると3月までということですから、私もそれで納得します。3月の時点でどうなるか、その後で論議をいたします。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第5号 太良町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第9 議案第6号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第6号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第6号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第7号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第7号 太良町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第7号 太良町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第8号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第8号 太良町立公民館使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（竹下武幸君）

公民館使用で電気使用割り増しが今度廃止されておりますけど、これはどういうことですか。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えいたします。

電気の使用料割り増し料につきましては、今回は使用料の中に含めたところでの改正を行っております。

以上です。

○9番（竹下武幸君）

そしたら、例えば大浦公民館の研修室1で、時間の割り増しが110円と、もとは320円です。そしたら、今度はまとめて400円ということでは金額が減るわけですが、そういうことでよかということですか。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

今までは420円が施設の使用料、電気の割り増し料が110円ということではしております、それを足して530円になりますけれども、今回それを合わせたところの680円ということにさせていただきます。

○12番（山口光章君）

公民館の方ではいろいろ改正をされているようでございますけれども、大体3割増しというふうな感じですが、この場合、一律3割増しじゃなしでも、ここは2.5割だとか、ここは1割とか、ここは3.5割とかというふうなあれはなかったんですかね。これは計算しやすかよ。しやすかばってん、そういうところはなかったんですか。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

本来でありますならば、そういうふうにしなくてはいけないかもしれませんが、大体、太良町は本当に低い利用料で、町民の皆さんに負担がかからないようにというようなことで料金設定をしてありましたので、今回、行財政改革プランの中に2割から5割ということを示しておりましたので、今回は一律に3割というようなことで改定をさせていただきます。

○12番（山口光章君）

私がちょっと気になることは、太良は割と野球場を利用しますよね、ナイターとかなんとかの使用料ですか。やっぱりそれが太良町民の若い者にとっては唯一の、憩いじゃないけれども、発散の場なんですよ。いろいろなことを聞くと「球場も上がるんですか」とかいうようなことで、ただ一つの、若者の遊び場と言ったらあれですけども、そういうところが気になったから聞いとるわけです。そういうふうな配慮はしていただきましたかなと思って。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

それぞれに施設の経費とかなんとかを勘案しますと、本来であれば、倍も3倍も4倍もということになるわけでございますけれども、町民の皆さんたちの利用を促進するためには、そういうふうに料金も安く設定した方がいいとは思いますが、やはり財政的な面も——そればかりは考えられはしませんけれども、今回は一律3割ということにさせていただきました。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第8号 太良町立公民館使用料条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第9号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第9号 太良町陶芸用電気炉使用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（浜崎敏彦君）

ちょっとわからないもんですから、聞かさせていただきます。

この陶芸用電気炉といったらどういうものですかね。そしてまた、現在町内に何個ぐらいあるんでしょうか。ちょっとわからないもんですから。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えいたします。

陶芸用電気炉というのは、前、焔の博の県の補助金の方で陶芸をされる方のために窯をつくったという経緯がございます。それで、窯は弓道場の裏の方にあるんですけども、場所はですね。そこに町の方で設備をしたというところですよ。

○3番（浜崎敏彦君）

町でつくっておられるということですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）そしたら、16年度利用された方はいらっしゃいますか。

○公民館長（寺田恵子君）

16年度では利用者が——利用者というのですかね、回数になりますけれども、4回の利用をいただいております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第9号 太良町陶芸用電気炉使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第10号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第10号 太良町野外音楽堂の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第10号 太良町野外音楽堂の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第11号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第11号 太良町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

昨年このキャンプ場を利用された方は、17年度どれくらいいらっしゃいますか。町内でどれだけか、それと町外でどれだけあるのか、その御説明をいただきたいと思います。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

17年度の利用状況ですけれども、町内の方で延べ 1,096人、町外で 226人、合計の 1,322人です。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第11号 太良町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第12号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第12号 太良町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（浜崎敏彦君）

このところで、ナイターの使用料の件なんですが、町営野球場とテニスコート、それと大浦中学校のところですかね、あれの1時間当たりの電気料というのはわかっておられますか。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

基本料金と電気使用料金というようなことでちょっとしておりますけれども、野球場につきましては1時間当たりが約5,400円ということになります。それと、テニスコートが1時間当たり約1,250円ぐらいですね。それと、大浦中学校は30分当たりが出ていまして、30分当たり1,100円というところです。

以上です。

○16番（中溝忠喜君）

野球場関係が載っておりますが、これは野球協会で野球大会をやるでしょうが。これは今までずっと除外してきよったわけですが、このことはそのまま現行どおりにいかれるのかどうなのか。大体今までは全然取っとらんわけですよ。そいけん、その辺は、いや今度から取りますよということなのかどうなのか、その辺をはっきりしておかんと、また問題が起りますので、いかがなものですかね。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

野球協会の主催——例えば、早起とかなんとかということですかね。その分につきましては、1チーム当たり1千円やったかな、2千円やったかな、今現在いただいております。ナイターの使用料とかなんとかじゃなくて、使用料としていただいております……（「今や」と呼ぶ者あり）はい、現在。

○16番（中溝忠喜君）

私ちょうど杉崎町長のとき、この問題は充分激論をしたことがあるんですよ。大体、野球協会がやっているというのは、本来から言えば、太良町が主催してやるべきものを野球協会が委託を受けてやっているんですから、実を言えば昼にやるんですたいね。ところが、それを、働く今の若者あたりが、どうしても昼はやりきれないから、夜にナイターを利用してやっていただく以外はないというようなことで、そういうふうになっとるわけですが、これを取られては、これはもういろいろな問題が起こるものんですから。しかし、1千円ということは初めて聞きましたが、大体今までは一銭でん取らないでやってきておったわけですよ。というのは、やっぱりスポーツによる町づくりというような、そういう旗を掲げてやっているものんですから。それで、個人的に自分たちが団体かれこれでやる場合は、これはもうやむを得んわけです。しかし、野球協会が主催としてやることは、太良町にかわってやっているわ

けですから、町民大会と一緒にですから、私はこれを規則どおりにやってもらっては、今後の
そういうような野球熱、あるいはまた、スポーツによるところの交流というような問題が起
こりはせんかというようなことで、できればやっぱり、町民運動会と一緒にですよ、町民大会
と。そういうような考えに徹していただくということが建策じゃないかと思うわけですが、
1千円ということは初めて聞きましたが、そういうような方針でいかれるのか、その辺の結
論をお願いしたいと思います。

○公民館長（寺田恵子君）

先ほどの御質問ですけれども、使用料に関しては、参加される場合は参加料を多分取っ
ておられると思うんですけれども、参加費を取って大会をされておりますよね。それで、その
中から一部、施設の使用料、ナイターの使用料みたいな感じで、1チーム当たり幾らという
ようなことで納めてもらっております。

この使用料をアップしたというようなことで御提案をさせていただいておりますけれども、
今後、野球協会さんの方とも、町の大会等とか、野球協会を主催する場合とか、それから県
民体育大会に派遣する場合の練習期間であるとか、そういう期間につきましては今までど
おりのをしていきたいと考えております。

○11番（岩島 好君）

今、野球協会の話が出ましたけれども、私が協会の会長をしております。そういう関係で、
今の問題については質問をしたいなと思っただけなんですけれども。

今、中溝前会長から意見が出ましたが、今の1千円については、私のところの役員会で論
議をした上で、そういうことにせざるを得んということで決定をしてやっております。だか
ら、今までどおりでやっていただけるということであれば私は異議ございませんが、これを
ちょっと見たら、これだけの値上げが出るともんで、これは大変だなと。野球もせっかく今
盛り上がって、仲間対抗かれこれしながら盛り上げていきよるわけなんですけれども、やっぱり
金をどんどんどん出さなきゃいかんてなると、なかなかもう参加はでけん。それで、非
常に私のところの協会としても困っているのは、参加料を上げると参加者が減ってくると。
これじゃもう、なかなか大変だと思っております。

それで、一つ疑問に私が思うとったのは、何年前か、若干論議をしたのは、県体、郡体の
練習のときにナイターを使うたりなしたりするのに、例えば協会に負担がかかってくれば、
「あなた郡体に出てくんしゃい、そのかわり錢ば1千円ずつ持ってこんばいかんばい」と。
こういうことじゃ、選手の確保というとは困難なんですよね。だから、今までどおり、今や
っているどおりでやっていただけるもんかどうかは、私も確認をしたいというふうに考えて
おりました。特に郡体、県体の場合には、あらゆるチームから選手を呼び込むわけんです
けれども、その人に負担をかけるようじゃ私は来んということで、選手寄せに大変苦勞をする
わけです。そういう点も考えてひとつ、郡体、県体というのは太良の代表をつくるわけですか

ら、それは町がそれだけの支援というか、金の要る分はやっぱり免除をしてやっていくべきと、こういうふうに思いますので、その最後の問題の答弁を求めます。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

今までも郡民体育大会、県民体育大会の練習期間を一定2週間という期間を設けて、その期間に関しては使用料を免除しますというようなことでしてきております。郡民体育大会については18年度からはございませんので、県民体育は全種目、太良町は単独で出れるということもありますので、本当に皆さん全種目出ていただきたいという気持ちもありますので、その練習期間中においては今後も今までと同様の取り扱いをしていきたいというふうに考えております。

○10番（田口 靖君）

この体育施設等については、過去の実績と、それから最終的には21年度の見込みということで載っておりますけれども、今いろいろ心配されておりますが、17年度実績見込みと21年度の実績見込みというのがほぼ一緒で1,113千円となっておりますね。そして、17年度との差がどれだけ事業効果につながるかと。1千円なんですね。何か見とれば、一律にさーと同じ数字が上がってきておると。そうすると、値上げしとって言んさるばってん、実際は5年後に1千円しか事業効果が上がらんという数字ですけれども、そこらを説明してください。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

見込み調査資料をごらんになっていると思いますけれども、実は全協の中でも、こういう利用料、使用料を上げて利用者が減るということはないかというような心配もしていただいておりますけれども、今回その見込みを上げる段階で、利用される側、利用していただくのが17年度とか、そういう利用者が変わらないということであれば3割アップというようなことであつたんですけれども、利用される人の人数がちょっと今のところ見込みがつかないものですから、17年度並みにはですね、同じような推移でいくんじゃないかというふうなことを考えております。ただ、17年度の決算というふうなことで、決算を見越してしております。この見込みの中でずっとこのまま減っても、利用料を上げたからこういうふうに横ばい状態になっていくというようなことで見込んでおります。

○10番（田口 靖君）

全協のときにですね、過去の実績をくださいというのは、金額的に幾らなのか、利用者はどうなのかと。場合によっては、さっき質問があったように、町内、町外で格差がありますから、そういう実績もということだったですけれども、もう時間がなかということですからね。

それで、きょうのこの本会議、臨時議会に向けて、少なくとも3日ぐらい前にはすぐできるでしょうということから、いろいろ意見が出とったけんですね。じゃあ、過去の5カ年の実績を踏まえて、今後の5カ年の具体的な数値目標ができておればくださいと。そのことを言うたのは、全協のときにも話があったように、手数料を上げれば客は減るじゃっかと、ましてその倍になってみたりするわけですね。だから、上げた場合にはこういう形で私たちは出席者をふやしますと、そういう積み重ねが欲しかということでも要求しとったわけですけどね。今見てみれば、一律にぱーっときて、5カ年後には17年の実績と1千円しか変わらんというとならば、むしろこういう数字を要求する人がナンセンスなんですよ、ある意味では。だから、そのことを聞いた。これはもう、おたくばかりじゃなかばってんですね。場合によっては、差しかえというのが今度変更になっとなるじゃなかですか。だから、そういうことを含めれば、もう少しこう、将来に向けてはこうだという数値目標というのは根拠を——当然、手数料が上がれば、さっき出よったごと逆に利用者は減ってくると。減ったときはこうしますというがないとでけんやなかかという気持ちがあったもんですから——公民館に限ったことじゃなかですけどね。余りにも1,113千円の実績が上がってきて、たった5年後に1千円という数字やったもんじゃけんが、これはあんまり信用ならん数字じゃなかつかなという感じがしたもんだから、あえて質問したですけどね。もう特別、答弁は要りません。

○15番（田崎 誓君）

この関係の、27ページの道越環境広場でちょっとお尋ねしますが、ゲートボール場は1面当たり、照明使用料は290円と。それから、1面当たり1時間で140円と。そうなれば、これは町内も町外も一緒ですか、まずこれからお尋ねします。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

田崎議員の御質問の、ソフトボール会場1面当たりの使用料とゲートボール会場1面当たりの使用料の町内、町外ということでございますね。

町内の使用者につきましては無料でございます。条例の中ではこうして上限を定めまして、規則の中で利用者の方に負担していただく利用料を定めておりますけれども、町内につきましては無料でございます、町外につきましてはソフトボール場は1時間当たり270円、ゲートボール場につきましては1時間当たり130円と定めております。

以上です。

○5番（久保繁幸君）

その関連なんですけど、今町内の方は無料ということで、ここの今差しかえでもらった実績及び見込額調ですね。この中で見ますと、ゲートボールの方はゼロ、ゼロ、ゼロなんですけど、私どもの近くの人から見ると「よそのもんばかり来てから、いっちゃんおいたちはされ

んとな、どがんなとととな」と、そういう意見がありますが、ここは何でゼロなんですかね。ここずうっと、12年度実績からずうっと17年度決算見込のところまでゼロ、ゼロになっておりますが、その辺は。

○公民館長（寺田恵子君）

道越環境広場の使用料に関しましては、平成16年4月1日に体育施設使用料条例の中に定めておりますので、それから実績が上がっておるということですので、それまではゼロということではしております。

○5番（久保繁幸君）

そしたらば、16年度も17年度も町外の方は御使用になっていないということですかね。

○公民館長（寺田恵子君）

町外の利用者もごさいます。16年度の実績では利用料が10,860円あります。近くの旅館に泊まれた方が利用されておまして、使用料をいただいております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第12号 太良町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第13号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第13号 太良町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○16番（中溝忠喜君）

この問題は全協のときの説明の内容で、艇庫関係の場合は14年度に改正をしておったので、今回は改正しておりませんというような内容になっておりますが、私はこれで果たして、もう相当な赤字が出るんじゃないかならうかと思うんです。なぜならば、今油が相当上がっているんですよ。もう30%以上。それで14年当時も相当、今の艇庫は油代をくうとばかりですから。それで、このままの状況でいけば、これは運営できるのかどうなのか、大きな赤字が出

はせんかというような危惧がするんですがね。

この辺はもう少し検討をする必要があるんじゃないだろうかというふうに思うわけですが、提案される立場として、油は大丈夫ですという保証があれば、私はそれでいいわけですが、その辺の不安材料にならんのかどうなのか。大体14年以後にですね、やってきた当時も相当な赤字が出て困るんだというような、そういう考え方はあったんですから。ところが、16年、17年からすれば50%以上の値上げになっているんですよ。それが、18年度になればもっと上がるという情勢になっとるもんですから、このことはこれでいいのかどうなのか、その辺ははっきり決断のほどをお願いしたいと思います。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

先ほど議員おっしゃられたように、平成14年度に艇庫関係につきましては、これまでの利用料を——これも規則の方で定めておりますけれども、利用料を倍にですね、例えば100円であったものは200円にというようなことで改正をしております。燃料費が上がったということでありましたけれども、それは経費はたくさんかかっております。16年度の決算から見ると1,000千円ほど経費がかかっております。燃料費は107千円ぐらいですけれども、それに対しまして使用料というのは180千円ほどしております。17年度はもう少し、20何万、利用料は決算としては上がってくると思いますけれども、もう少し利用とか経費とかの推移を見ながら、今後まだ検討する余地があるかと思っておりますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

○14番（木下繁義君）

この運動広場の件でちょっと確認をしたいと思っておりますけど、ソフトボール会場の件がここに使用料が出ておりますが、これは、例えば県体等についての練習期間中は、野球あたりは無料と、今までどおりというような説明がなされたわけですが、ソフトについても同じような考え方でしょうか、どうでしょうか。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

先ほど野球場のときに出ましたのと同じように、体育館にしてもいろんな種目がございませぬけれども、そのすべての競技種目に対処をしたいと考えております。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第13号 太良町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第14号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第14号 太良町重度心身障害者年金給付条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第14号 太良町重度心身障害者年金給付条例を廃止する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第15号

○議長（坂口久信君）

日程第18. 議案第15号 太良町総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（田口 靖君）

田崎先輩にかわって質問しますが、料金が倍になってですね。この数値目標を見ていると、17年度の実績目標 2,087千円、それが18年度からそっくり21年度までの事業効果として 2,087千円。料金がアップしても倍になりますという数値がございしますが、町民福祉課長が料金を倍になしてもお客は絶対減らさんと。その意気込みを聞かせてください。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

18年度以降の見込みがなかなか難しいものでしたので、これには町内の利用者といいますが、100円アップの分を計上いたしております。幾分ちょっと控え目なところで算出をしているところでございます。

○10番（田口 靖君）

今、町内の利用者とおっしゃいますけれども、16年度実績で2,087千円上がっているじゃないですか。それは全部町内ですか、教えてください。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

平成16年度の実績で申しますと、町外の1,130名の方が含まれております。

○10番（田口 靖君）

いや、だからね、町外が1,130人もおって、町内と合わせて金額として2,087千円、16年度実績が上がっておるわけでしょう。17年度見込みもそっくり2,087千円上げて、料金が倍になったからといって18年度からずうっと倍でしておられるから、田崎先輩あたりは全協のときに大分世話しょんさったやなかですか。料金を倍になしてですね、せっかくふえてきよるとこれ、もう来んばいという話もあったわけですよ。しかし、あなたは確実に来ますという目標を設定しとるもんだから、その意気込みを聞かせてくださいということだから。町外を考えておりませんなんて、16年度実績にちゃんと出とるじゃないですか、そこを。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

しおさい館の利用促進について、PR等に十分努めていきたいと考えております。

○10番（田口 靖君）

そしたら、御期待いたしますので、料金ば取った分、場合によっては何らかのサービスも考えながら、21年度の目標は3,000千円ぐらい上がるような努力を御期待いたしたいと思っておりますので、よろしく願いしときます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第15号 太良町総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第16号

○議長（坂口久信君）

日程第19. 議案第16号 太良町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（恵崎良司君）

34ページの、ここに臨時処理ということで、収集車1台につき2千円となっておりますけれども、これは大体内容はどういうことなのか。そして17年度、まだ済んどらんですけれども、今まで何回ぐらいあっているのか、お願いいたします。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。

この臨時処理につきましては、大体計画収集ということで現在収集をやっているわけですが、それ以外の収集が臨時というようなことでございます。実績というふうなことですけれども、私が環境水道課の方に配置がえになってからは、まだ1件もございません。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第16号 太良町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第17号

○議長（坂口久信君）

日程第20. 議案第17号 太良町営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

この今の改正については異議はないんですが、大体あそこを改造するというような話をずっとしてきたわけですが、あそこを公園みたいにつくってやるということ、それは大体いつごろからやるつもりですか、それをまずお尋ねします。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

火葬場の改築問題につきましては、地元との協議が先決ということでございますので、そこら辺は地区の方にも申し入れしておりますし、そこら辺の日程調整を現在しているところでございます。できるだけ早いうちに地区の方と協議を詰めるということで予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第17号 太良町営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第18号

○議長（坂口久信君）

日程第21. 議案第18号 太良町自然休養村管理センター使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（恵崎良司君）

直接この項目じゃないですけども、この自然休養村管理センターのステージに上がるところの両脇に階段があるですね。あそこに、やっぱり高齢者の方なんか上られるときに手すりが必要じゃないかと。もう10年ぐらい前から、これは私だけじゃなくて大分皆さん方が言われと思うですけども、全く声が通っておりません。そこはどうされるつもりか、こういうときじゃなからんとちょっとですね。はっきりと答弁をいただきたいと思っておりますけれども、前の係の方からずうっと声は上がっていますよ。私は、これは何百万とかかからんと思っておりますけど、なしせんとですか。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

その件につきましては、何回かそういうふうな話も伺ったことがあるわけですが、上司の方とも協議いたしまして検討いたしたいと思います。（「遅い」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第18号 太良町自然休養村管理センター使用料条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第19号

○議長（坂口久信君）

日程第22. 議案第19号 太良町林業総合センター使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第19号 太良町林業総合センター使用料条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第23 議案第20号

○議長（坂口久信君）

日程第23. 議案第20号 太良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（末次利男君）

今回の値上げの改正案ですけれども、実は決算でも出ましたけれども、給水量が大分減少しておるということです。もちろん、それに伴って2,200千円ぐらいの減収だと思いますけれども、この改正は、そのときの質問の中にも給水体系を見直したらどうかという話も出ました。給水能力は十分ありながら給水量が減っているという現状の中で、一般的には大口利用者というのは優遇されるんですよ。しかし、この体系を見てみますと、もちろん過去の内容としてはわかるんですけれども、そこらをですね、今回見直しの中でどのように検討されたのか、お尋ねいたします。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

一般的には大口の使用になれば料金が安くなるというようなことだろうと思いますけれども、現在、太良町におきましては、一般家庭用の料金設定しかないというようなことでございます。例えば、その水道水を利用して利益を上げられる旅館業とか、あるいは食堂とか、そういったところについては当然、営業用の料金でいただくべきだろうというように考えますけれども、現在のところは家庭用だけしか設定をいたしておりませんので、その分で徴収をしているというような状況でございます。

○8番（末次利男君）

わかりました。一応生活に必要なだけの給水をするのが一つの原点だということで、拡大解釈をすれば、例えば、いろんな花とかなんとかにも散布しているし、農業用の消毒用の水も町営水道を使っているという状況の中で、ここらは今後の研究課題としてお願いしたいと思います。

実は今回、大きく改革がなされておりますけれども、国も大きく官から民へというお話の中で、唯一行政が営業をやっているのは水道と——病院もしかりですけれども。そういった中で、今回小泉改革の中で、それはいろいろ賛否はある中にしても、改革の本丸として郵政民営化をされたわけですよ。それにちなんで、道路公団、あるいは特殊法人、こういったものを大きく改革されておりますけれども、ここらは今後、やはり官でしかできない事業なのかということも大きく見直す時期に来ているんじゃないかと思いますが、これは町長どのようにお考えですか。

○町長（百武 豊君）

今おっしゃったように、えてして佐賀でも見られるとおり、民営化しただけに補償問題も起きています。だから、官でできる、それが大いに民のためにいいというならば官でやるの

が当然だと。民でやると採算性を考えますから、どうしても値上げになる率は私は多いかと思えます。だから、命の問題の水ですから、こういったのも民に任して本当にいいのかと、大事なポイントは官でしっかり守って、命に危険のないようにするのが官の務めであろうと、こう思います。

○8番（末次利男君）

いや、その論法としてはそれはわかりますけれども、こういう財源不足をどうするのかという全体の流れの中で、やはり人件費というのが一番、今後大きく行財政改革の中では切り詰めるべき問題だろうと。それで、今回改革の中では、やはり職員みずからがそういう意識に立たなければなかなか改革は進まないと。それで、この改革のプランの中にも、何と書いてあるかということ、明るい希望の持てる改革を目指して、町づくりを目指してということが書いてあります。

そういった中で、総体的に全部を、もう毎年毎年負担を上げてサービスを落とすということでは進まない改革案ですよ。そういうんじゃなくして、やはり小さいからこそできるということが大事なんです。磨く部分は磨かなきゃいけないし、切り捨てる時は大きく切り捨てんばいかんし、そこらをですね、今こそ大きく決断する時期じゃないかと思えます。それは官でできれば官が一番いいですよ。しかし、その財源をどうするのかということにおいては、そこらに切り込まんとなかなか将来が見えてこんのじゃないかという感じがするわけです。そういった意味で、ここらをどう考えて取り組むのか。

○町長（百武 豊君）

私は、水は町民の命だといつも言っているとおりですね。今さっき、フラワーについても水を使うとか言われたけれども、かつて西村町長時代に、干ばつで田んかに水がないから水道水を使っとったと。これはけしからんというおふれが出て、そのように町民の水だから使っちゃいけないというおふれが出たぐらいですからね。今は水があるから町民は助かっているけど、水がないときのことを考えると、水行政はやはり官でしっかりと構えてやると。ただし、人件費の問題については改良の機会はあると思えますけれども、もしも無責任に民にやって大きな問題が起きたら、民では補償もしいきらんとか、官でやるからこそ補償ができる部分があると思う。一番大事な水ですから、その考えは私は変わらない。やはり経費を節減するならばほかの部分でやりたいと、このように思っております。

だから、水については一番大事なことから、水を軽々とだれにでも管理を頼むということは、非常にある意味では危険だと思っております。（「最後」と呼ぶ者あり）

○8番（末次利男君）

それは十分わかります。給水体系のことについても、現在給水能力の給水実績というのは半分ですよ。以前は、確かに給水施設等の能力がなかったから、そういうこともあったかと思えますけれども、今は十分完備されて、非常に経費をかけてボーリング等を完成させて、

今かなりの給水能力はあるにもかかわらず、給水実績は昨年からすれば1万2,000立米の減ですよ。そういう状況だからこそ、もっと使っていただくような努力をするべきじゃないのかという質問をしているんですよ。間違えんごとしてください。

○町長（百武 豊君）

使ってもらえるような努力はすべきだと思いますけど、今までの流れを見てください。山の中まで水道を引っ張って、みんなが安心・安全な水を飲めるようになったのが西村町長時代。西村町長は「水の神様」だと言われとったぐらいですからね。やっぱり町民くまなく安心・安全の水を飲ますための努力をやってきたわけですから、そういったときのための起債その他で今経営は難しくなっているけれども、これこそ町民にとって、太良町にとって、たとえ起債がふえても、負担が大きくなって町民の喜びだと思っております。水がないところには住めないわけですから、まず生きていくためには水と食料が第一ですから、そういうことを脳裏に置きながら考えていかねばならないと。いたずらに安いからといって管理を任せるということが果たしていいのかと、私はそういうことはやりたくないという道念であります。

○11番（岩島 好君）

今、末次議員の意見にもありましたように、能力はありながら使用が伸びていないということですね。

私が疑問に思ったのは、例えば2カ月で20トンぐらいしか使わん人を基準に、今度は2,200円になるわけですか、それに消費税がつきますので、いいわけですけども、例えば普通の家庭で100トンとか200トンとか使う人たちにとっては、これはちょっと苦しいんですよ。よんにゅう使おうと思うぎ高い銭ば払わんばらんと、トン当たり単価。これはよんにゅう使うてくださいますとは言えない。昔のですね、当初の、ひょっとよんにゅう粗末に使うてもらうぎ困っけん、ぎんしとかんばて決めたっですが、今の場合は逆に、能力のある機械その他はありながら使用が伸びていないというのは、ここの一番最初にありますように、10トンまではこれでいい、30トンまではこうというふうな決まりがあって、単価が100トン、200トン使う人はどんどんトン当たりの高い水を使うていきよるわけですね。だから、この辺を今度の水道の見直しのときには必ずこういうことも考えて使ってもらえるものと私は思っております。

ところが、何ですか、いっちょん変わらんじゃなかですか。190円ば200円にする、160円ば170円にすると。これは猫でんしいゆっことですよ、ぎんことは。もう少しこういう水道の行政というのは真剣に考えてもらわんばですね。これは今20トン以下でおさめなさい、おさめなさいという、極端な言い方をすればそういう体系じゃありませんか。よんにゅう使うてくれた方が経営はいいわけでしょう、能力はあるのに使わんで半分以下に抑えとくというよりも。だから、その辺を今回は見直してもらえると私は思っていました。この点を

ひとつ、今後どのように考えていかれますか、このままで行こうと思われるんですか、その辺の答弁を求めます。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。

水道水の減少というのは太良町だけじゃないわけですよ。これは全国的な傾向で、どこでもそういうふうな給水量が減少しているというような状況なんです。それで、極力節水をせんで使うてくんさいと当然私たちもPRせんばいかんわけですけれども、要らん水はだれでん使わんとであって、なかなか伸び悩みというのですか、そういうふうな状況下にはあるわけですね。例えば、一般の家庭で100トン以上を使うというような形になれば、現行で言えば、ちょっと100トンで試算をしますと23,670円なんですね。改定料金、10%上がったところで試算をしますと25,400円なんですよ。それで、実質差額が1,730円程度出てきます。これは2カ月間ですから、1カ月ですっぎその半分ということだと思います。

そういうふうな状況ではあるわけですけれども、やっぱり水をよんにゅう使うてもらえば、水道料金に反映するところの電気料金も上がってくるわけですよ。それと、施設も当然稼働するわけですから耐用年数との関連も出てくるわけですね。そういうこともあって、100トン以上使うような人も同じ10%というのですかね、ひっくるめても10%ですけれども、パーセント的に申し上げますと、30トン以下の場合はアップが8%程度ですね。それから、50トンまでは6%ぐらいなんですよ。100トンを超えますと5%ぐらいのアップ率ということでございます。金額的には10円アップというような形で計上いたしておりますけど、そういうようなことでございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第20号 太良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第24 議案第21号

○議長（坂口久信君）

日程第24. 議案第21号 太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを

議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

最後の議案でございますが、これは議会ですので、ぜひ言っておきたいと思います。

私たちは水道運営委員会をしまして、そして、1議案に対しまして今町長から提案されたように、この水道の料金については大体2割を1割にしたという経緯があります。それは、約3時間かけて水道運営委員会で審議をいたしました。それで、たとえ2割上げてでも、小城市が一番安くて太良町が2番目に安いんだという、そういう提案もなされたわけです。

しかし、やっぱり各家庭にとって、また人にとって、水というのが一番、一日もなくてもできないのが水であります。そういうことから、一度にこれを上げるということはいかかなもんかと。小さい家庭はそれでいいかしらんけれども、しかし、例えばホテルとか、あるいは旅館業とか、あるいは飲食店とか、そういう経営をしておられる方にとっては大きな料金になるというような観点から、これを1割にやったわけでございます。それで、今から先これを上げたら、今町長が言われたように28年ぶりですか、今まで改正していなかったことに問題があるというようなことで、私もそういう事柄で、一心で水道運営委員会をやったわけです。

それで、とにかく課長に一つお願いしたいことは、これを皆さんの前でですね、改正をこのままでやるというのは、いつまた改正時期が来るのか、やっぱり一度にぽっと上げたら町民に負担がかかるわけですから、その辺をですね、議会でございますので、改正の時期等をいつごろやるというようなことをですね。（発言する者あり）いや、これははっきりしとかな、水道運営委員会でもその話は出たわけですから。

だから、一度に上げたらいかんということですから。だから、そういうふうな検討をしていただきたいというのは、その検討はいつごろになるですか。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

今、簡易水道の運営委員会で、田崎議員も委員長として慎重審議をいただいたわけでございますけれども、私たちは料金代について2割の諮問をしとったわけですね。それで試算をいたしておりましたけれども、先ほど話にもあったように、一気にというような話もございまして、最終的には1割どまりというような形になったわけでございます。2割の場合は大体22年度をめどに、またその料金の改定が必要じゃないかというような試算をいたしておりましたけれども、今回10%どまりということでございますから、また近々のうちに恐らく値上げをせざるを得んというような状況下になろうかと思っております。そういうことでございます。

○16番（中溝忠喜君）

いや、これは企業経営ですから。水道とか電気とかは、やっぱり一生懸命努力をしてできなければ、これはもうすぐでん上げられるわけですよ。しかし、いかにして私たち議会は、行政コストとか経営の管理運営を、なるべく要るを抑えてどうやっていくのかという、この審議がなければ何もならんわけです。それで、根幹はそういう運営管理をいかにして下げていくかという努力ですよ。これで初めて、どうしてもここが最大限努力をしてもできないという場合に、もうやむを得んじゃないかというのが運営のあり方でなければいかんわけですから、上げる上げんということをどうとかこうとか、そういう状況になったときの話だと私は思います。

しかし、20数年、このことをこういうふうにしてこられたというのは、やはり水道を布設して、そして太良町全体に上水道、それから簡易水道を引いて、その当時は相当な金がかかるとるわけですよ。しかし、杉崎町長の時代になって1億円以上の配管工事、それからすべて悪いところは改良してきているわけですから、今後はむしろ下げていく方向にやっていかんばいかんわけですよ。その杉崎町長が、当時はそれだけの金をかけて本当企業としてやっていけるだろうかというような心配をして踏み切ったわけですよ。それが、今日はそのことが、本当赤字も出んような格好でやってきたわけですから、私はむしろ管理運営の努力があれば今後は下げていいと、そういう努力をせんといかんわけですから、そういった方向で私は議会としても審議をしていかななくてはいけないというふうに思いますよ。そういった面で、課長として十分出づるを図ってやっていくという方向に懸命の努力をしていただきたいと、そういうふうなお願いをします。

○13番（下平力人君）

先ほどから、水量をふやせば水道料金も上がってくるという話がありましたけれども、特に簡易水道について、今、基本水量として一月10立米になっとるですね。これが、今10立米かない家庭がどのくらいあるのか、いわゆる家族が1人とか2人とか少数家族になりまして、実際は10立米まで1,100円なんだと、あるいは1千円なんだという中で、本当に5立米ぐらいしか使っていないというところも多いんじゃないかならうかと思しますので、その辺をちょっと。（発言する者あり）ちょっと待っときんしゃい。こっちが質問しよっけん。

○議長（坂口久信君）

静かにしてください。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

確たる数字がちょっと手元の資料でわかりませんので、また後だって御報告をしたいというふうに思います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第21号 太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第25 議案第22号

○議長（坂口久信君）

日程第25. 議案第22号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第22号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

これで本臨時議会に提案されました事件は議了いたしましたので、本日の議会を閉じます。

これをもちまして、平成18年第1回太良町議会（臨時議会第1回）を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時52分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 見 陣 泰 幸

署名議員 坂 口 祐 樹

署名議員 浜 崎 敏 彦